

令和7年度 第1回沖縄地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時 令和7年7月1日（火） 15:00～15:45

2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

3 出席者

公益代表委員	5名（岩橋培樹、上江洲純子、金城智誉、城間貞、西村オリエ	敬称略）
労働者代表委員	5名（石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子	敬称略）
使用者代表委員	5名（新垣朝雄、喜友名朝弘、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江	敬称略）
事務局	5名（柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長 補佐、伊計係員）	

4 議題等

- (1) 沖縄地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選任
- (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 沖縄県地方最低賃金審議会運営規程（案）について
- (4) 沖縄県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- (6) 運営小委員会の設置等について
- (7) 沖縄地方最低賃金審議会の年間審議計画（案）について
- (8) その他

5 配付資料—1

- (1) 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿
- (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (3) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）
- (4) 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）
- (5) 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程（案）
- (6) 関係法令等（抜粋）
 - ・最低賃金法
 - ・最低賃金審議会令及び施行規則
- (7) 令和7年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画（案）
- (8) 2025年度特定（産業別）最低賃金 改正の申出意向表明について（2025年3月5日）
- (9) メーカー沖縄県集会決議の実現を求める要請（沖縄県労働組合総連合、2025年5月20日）
- (10) 業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中小企業生産性向上支援策）
- (11) 令和6年4月～令和7年4月までのパート求人平均賃金（時給）の推移

6 配布資料—2（参考資料）

- (1) 管内経済情勢報告（令和7年4月 「沖縄総合事務局財務部」）
- (2) 法人企業景気予測調査（令和7年4月～6月期調査 「沖縄総合事務局財務部」）
- (3) 労働力調査（沖縄県）（令和7年4月分） （令和7年5月30日 「沖縄県企画部統計課」）
- (4) 沖縄県の賃金、労働時間及び雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果 （令和7年3月分）） （令和7年5月30日 「沖縄県企画部統計課」）
- (5) 那覇市及び沖縄県の消費者物価指数の動向（令和7年4月分）
（令和7年5月30日 「沖縄県企画部統計課」）
- (6) 2020年基準 消費者物価指数（全国 2025年（令和7年）4月分、5月分）
（令和7年5月23日、6月20日 「総務省統計局」）
- (7) 県内経済・景況動向等（金融機関調査結果等） 日本銀行那覇支店
 - ・県内金融経済概況（2025年6月） （2025年6月18日）
 - ・〈景気判断の推移〉（2025年3月～5月）
 - ・主要ホテル客室稼働率 （2025年6月18日）
 - ・県内企業短期経済観測調査結果（2025年3月調査） （2025年4月1日）
- (8) 沖縄振興開発金融公庫
 - ・県内企業景況調査結果（2025年1月～3月期実績、4～6月期見通し）
（令和7年4月15日）
 - ・2024・2025年度設備投資計画調査結果（2025年3月調査）
（令和7年4月30日）
- (9) 株式会社おきぎん経済研究所
 - ・県内景況・速報（2025年4月） （2025年5月29日）
 - ・2024年度県内景況・確報 （2025年6月13日）
- (10) 株式会社りゅうぎん総合研究所
 - ・県内の景気動向 概況（2025年4月） （2025年5月29日）
- (11) 株式会社海邦総研
 - ・県内企業賃金動向（2024年度実績、2025年度見通し） （2025年1月21日）
- (12) 労働市場の動き（令和7年（2025年）5月）
（令和7年6月27日 「沖縄労働局職業安定部」）
- (13) パートナリシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について
（令和3年12月27日閣議了解）
- (14) 最低賃金に関する要望
（2025年4月17日 「日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会」）
- (15) 2025年度最低賃金行政等に関する要請書
（2025年6月3日 「日本労働組合総連合会」）

7 配布資料—3（追加資料）

- (1) 「最低賃金額の大幅な引上げと地域間格差是正及び中小企業支援強化を求める会長声明」について（沖縄弁護士会 2025 年（令和 7 年）6 月 27 日付け沖弁発第 57 号）

8 配布資料—4（追加参考資料）

- (1) 労働力調査（沖縄県）（令和 7 年 5 月分）
（令和 7 年 6 月 27 日 「沖縄県企画部統計課」）
- (2) 沖縄県の賃金、労働時間及び雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）（令和 7 年 4 月分）（令和 7 年 6 月 30 日 「沖縄県企画部統計課」）
- (3) 那覇市及び沖縄県の消費者物価指数の動向（令和 7 年 5 月分）
（令和 7 年 6 月 27 日 「沖縄県企画部統計課」）
- (4) 株式会社おきぎん経済研究所
・県内景況・速報（2025 年 5 月分）（2025 年 6 月 27 日）
- (5) 株式会社りゅうぎん総合研究所
・県内の景気動向 概況（2025 年 5 月）（2025 年 6 月 27 日）
- (6) 沖縄県経済動向（令和 7 年 1 月～3 月期）
（令和 7 年 6 月 26 日 「沖縄県企画部企画調整課」）

○崎原賃金室長

皆様こんにちは。

定刻となりましたので、これより、令和7年度第1回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、今年度第1回目の会議ですので、会長が選出されるまでの間は、事務局の方で進行させていただきます。

よろしくお願いいたします。

では先に、資料の確認をお願いいたします。

ファイル一冊をお配りしております。

資料はインデックスのとおり3つございまして、資料編、参考資料編、追加資料編となっております。

この後、私の説明の中で、根拠となります関係法令条文等を述べさせていただきますが、その関係法令等につきましては、資料編の11～13ページの資料6の抜粋版をご参考にしていただければと思います。

また、関係法令の詳細につきましては、本日配布させていただいております水色の冊子「令和7年度版 最低賃金決定要覧」の145ページ以降にも掲載されておりますので、併せてご参考にしていただければと思います。

次に、審議会の開催に当たりまして、各委員の出欠の状況でございますが、沖縄地方最低賃金審議会の委員につきましては、最低賃金審議会令、資料12ページにございますが、第2条第2項に基づき、公益、労働者側、使用者側の各代表委員5名、計15名で構成するとされております。

本日の出席者数は、公益委員が5名、労働者側委員5名、使用者側委員が5名でございます。

全員出席でございます。

よって、本審議会は、審議会令第5条第2項の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、議事次第1番目の「沖縄地方最低賃金審議会委員の紹介」に移ります。

1ページの資料1の委員名簿をご覧ください。

委員の皆様につきましては、本年4月1日から令和9年3月31日までの2年の任期となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、皆様に人事異動通知書（辞令）をお配りしております。

本来ならば、沖縄労働局長からお一人ずつ辞令をお渡しすべきところでございますが、時間の制約上、配布をもって辞令交付に代えさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

では、今年度初めて任命されました委員もいらっしゃいますので、これより皆様をご紹介させていただきます。

名簿順に私の方からお名前をお呼びいたしますので、誠に恐縮ですが、その場でご起立をお願いいたします。

はじめに公益代表委員をご紹介します。

岩橋委員でございます。

岩橋委員

公益委員の岩橋です。

よろしくお願いします。

琉球大学で教授をしております、経済学が専門になります。

一年間よろしくお願いします。

崎原賃金室長

上江洲委員でございます。

上江洲委員

上江洲です。

どうぞよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

金城委員でございます。

金城委員

はい、今年から委員になりました、金城です。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

城間委員でございます。

城間委員

城間でございます。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

西村委員でございます。

西村委員

西村です。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

次に、労働者代表委員をご紹介します。

石川委員でございます。

石川委員

石川でございます。

6年目になります。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

喜納委員でございます。

喜納委員

UAゼンセンでパート労働者の方も含めて関わっています、喜納と申します。

3年目ですけど、労働側が希望している、まず第一歩の記念になる審議になると信じておりますので、ぜひ御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

知花委員でございます。

知花委員

連合沖縄で事務局長をやっております、知花と言います。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

照喜名委員でございます。

照喜名委員

沖縄電力総連の照喜名と申します。

県内で働く者の代表として、声をしっかりと届けて、真摯に審議に求めたいと思います。

崎原賃金室長

野原委員でございます。

野原委員

イオン琉球労働組合で委員長をしております、野原と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

続きまして、使用者代表委員をご紹介します。
新垣委員でございます。

新垣委員

那覇商工会議所の新垣と申します。
私は2年ぶり2回目の就任となります。
どうぞよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

喜友名委員でございます。

喜友名委員

中央会の専務理事の喜友名と申します。
今年度初めて就任いたしました。
どうぞよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

田端委員でございます。

田端委員

経営者協会専務理事の田端でございます。
石川委員と同じく6年目となります。
どうぞよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

津波古委員でございます。

津波古委員

沖縄県商工会連合会の津波古でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

比嘉委員でございます。

比嘉委員

株式会社Life is Love の代表をしております、比嘉と申します。

よろしくお願いいたしますします。

7年目となります。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

皆様、どうもありがとうございました。

併せまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介・挨拶)

崎原賃金室長

では次に、議事次第2番目の「会長、会長代理の選任」に移ります。

資料編の11ページの資料6をご覧ください。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされております。

事前に公益委員で協議していただいたところ、会長には、これまで会長代理を長年務めていただきました上江洲委員を、会長代理には、前回会長の後任であります金城委員が適任であるとのご推薦をいただきました。

皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

崎原賃金室長

ありがとうございます。

ただいま、「異議なし」のご意見がございました。

皆様のご了承が得られましたので、今年度の当審議会の会長には上江洲委員、会長代理には金城委員にお願いしたいと思います。

それでは、これからの議事の進行につきましては、上江洲会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたしますします。

上江洲会長

皆様、こんにちは。

会長を務めさせていただくことになりました上江洲でございます。

またこれからタイトな日程で審議をお願いすることになると思いますけれども、労使各委員の御理解と御協力を得ながら、そして公益も入りながら、円滑に審議が進められるように尽力したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長代理の金城委員からも一言いただきたいと思います。

お願いします。

金城会長代理

会長代理に選任していただきました金城でございます。

上江洲会長とともに審議会の円滑な運営に努めてまいります。

各委員の皆様、御協力のほどよろしくお願いします。

上江洲会長

それでは早速ですが、議事次第の3番目「沖縄県最低賃金の改正決定について」の諮問に移りたいと思います。

柴田労働局長よろしくをお願いいたします。

(柴田局長が公益委員席後方に移動)

崎原賃金室長

委員の皆様、資料編3ページの資料2に諮問文の写しをつけておりますので、ご確認下さい。

(柴田労働局長が「沖縄県最低賃金の改正決定について」の諮問文を読み上げ、上江洲会長へ手交)

(会長、局長は所定の席に戻る)

上江洲会長

ただいま、柴田局長から当審議会へ今年度の沖縄県最低賃金改正決定に係る諮問を受けました。

本日の各審議事項に入る前に、議事次第の4番目となります柴田局長からの御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

柴田労働局長

本日は大変お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。

先ほど諮問させていただきましたけれども、令和7年度第1回沖縄地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

当審議会委員の皆様には、日頃より労働行政の運営に当たりまして、多大なる御協力と御理解を賜っておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

さて、物価と賃金の好循環を実現する社会的機運や人手不足などを背景に賃上げが進んでおりますけれども、さらに非正規雇用労働者を含め県内の多くの労働者が働いている中小企業に波及させていくことには、最低賃金の底上げも必要であると考えているところでございます。

最低賃金は、公労使三者の全国の最低賃金審議会におきまして、しっかりとご議論いただき、その積み重ねを経て、昨年度、全国加重平均が1,055円となったところでございます。

また、先月、6月13日に閣議決定いたしました「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。」等としたところでございます。

審議会の委員の皆様におかれましては、「最低賃金の法定の3要素のデータ」や、今後示される「目安」などを踏まえまして、ご議論の程、どうぞよろしくお願いいたします。

上江洲会長

柴田局長、ありがとうございました。

それでは、議事次第5の議題等に入らせていただきたいと思います。

議題（1）については、「沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）について」となっています。

運営規程につきましては、毎年度審議の上で承認いただくことになっております。

まず事務局から規程案について説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

座ったままで失礼いたします。

5ページの資料3 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（案）をご覧ください。

本運営規定は、全部で9つの条文からなっております。

第1条にはその目的として、「議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるもの」とされております。

その根拠となりますのは、最低賃金法第26条にございます。

資料編11ページの資料6をご覧ください。

第26条に「最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める」と規定され、「最低賃金審議会令」が制定されております。

「最低賃金審議会令」は次のページの12ページにございます。

審議会令の概要は、委員の定数、任命手続、審議会の招集、専門部会に関すること、そして、その他運営に必要な事項等について定められております。

12ページの一番下の行、審議会令第8条に「この政令に規定するもののほか、審議会の議事および運営に関し必要な事項は、会長が定める」とされておまして、これに基づき運営規程を定め、また、これまで審議いただきました結果も踏まえて、本案を提案させていただくものです。

昨年度、ご承認いただいた後からの変更点はございません。
本案内容でご承認いただければ、本日付けでの施行となります。
よろしくお願いいたします。

上江洲会長

ただいま事務局から説明のありました審議会運営規程（案）について、ご意見等あればお願いいたします。

（特になし）

上江洲会長

よろしいでしょうか。
前回から運営規程の変更はないとのことですので、特にご意見等が出ていませんので、本案をこのとおり承認したいと思います。
よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

上江洲会長

ありがとうございます。
では、ご承認いただきましたので、タイトルから(案)を削除していただいて、文書末尾の附則の施行日を本日、令和7年7月1日より施行としていただいて、審議会を進めていきたいと思います。
それでは、本規程第7条第1項「議事録及び議事要旨」の規定によりまして、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきたいと思います。
労働者側委員の方は喜納委員、使用者側委員の方は比嘉委員にお願いいたします。

（「はい」の声）

上江洲会長

ありがとうございます。
では続きまして、議題（2）の「沖縄県最低賃金専門部会の設置について」に移ります。
こちらについても、事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

はい、資料編11ページの資料6をご覧ください。
最低賃金法第25条第2項において、「最低賃金審議会は最低賃金の決定、又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されており、当専門部

会の委員は、同じく第25条第3項及び12ページの最低賃金審議会令第6条第1項に基づき、当該最低賃金の関係労使の代表委員及び公益委員各同数で構成し、委員の数は9名以内とすることになっております。

続いて、7ページの資料4の「沖縄県最低賃金専門部会運営規程（案）」をご覧ください。

本専門部会運営規程（案）につきましては、後日、沖縄地方最低賃金専門部会で審議、承認していただくことになっておりますが、専門部会では、実地調査並びに参考人意見聴取を行うこととなっております。

本専門部会運営規程（案）につきましては昨年度から変更はございません。

本日は、専門部会の設置につきましてご検討いただきたいと思います。

上江洲会長

ただいま、事務局から説明ございました、沖縄県最低賃金の改正について調査・審議を行うための沖縄県最低賃金専門部会の設置を承認させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

上江洲会長

ありがとうございます。

では、設置の承認に引き続いて、沖縄県最低賃金専門部会の委員に関して、事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

はい、専門部会の構成ですが、委員は、公益委員、関係労使の代表委員3名ずつ、計9名で構成する予定であります。

このうち、公益委員については、本審公益委員から任命させていただく予定としておりますが、労側と使側委員につきましては、12ページにあります最低賃金審議会令第3条第1項及び第6条第4項に基づき、それぞれの団体からの推薦により選任することとされております。

労側と使側委員の推薦についてですが、専門部会の委員推薦公示を本日から15日（火）まで行いますので、ご承知いただきますようよろしくお願いいたします。

上江洲会長

ただいま事務局から説明ございましたが、何かご意見等ございますか。

（特になし）

上江洲会長

よろしいでしょうか。

それでは、このとおり 15 日までの間に推薦をよろしくお願いいたします。

では続きまして、議題（3）に移ります。

「最低賃金審議会令第6条第5項の適用について」ということになっております。

この点につきまして、事務局から説明をお願いします。

崎原賃金室長

資料編 12 ページをご覧ください。

最低賃金審議会令第6条第5項によりますと、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」となっております。

専門部会で全会一致の場合は、専門部会決議をもって審議会決議とするということでございます。

具体的には、専門部会での多数決による決議は審議会にくつがえる可能性もございますので、同項の運用に当たっては、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限られると言うことでございます。

当審議会におきまして、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、運用につきましては、今説明させていただきましたとおりの取り扱いでよろしいかご検討をお願いいたします。

上江洲会長

ありがとうございます。

こちらも例年どおりの取り扱いとなりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、当審議会につきましては、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項の適用することとしまして、専門部会において全会一致の場合には、当審議会の決議にしたいと思います。

続きまして、議題（4）の「運営小委員会の設置等について」に移らせていただきます。

事務局よりこの点も説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

運営小委員会につきましては、本審の附託により、特定最低賃金、いわゆる産業別の最低賃金の改正の必要性などについての審議を諮っていただいております。

現在、沖縄県には糖類製造業、新聞業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業の4業種の特定最低賃金が設定されております。

資料の 21 ページの資料 8 をご覧ください。

今年度の特定最低賃金の改正について、3月5日に4業種から改正の意向表明がなされております。

今月上旬を目途に申し出が行われる予定となっております。

申し出がなされた場合、労働局長から当審議会に「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を行うこととなっております。

つきましては、申し出がなされた場合に備えて、先ほどご承認いただきました5ページの最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会の設置につきまして、先に本会議においてご承認いただきたいと思います。

資料9ページの資料5をご覧ください。

運営小委員会の運営規程の概要についてご説明しますと、第2条、構成は、本審の委員の中から公労使3名ずつ、計9名となります。

第3条、委員の任期は附託を行った期間ですので1年間となります。

第4条、小委員会が設置された場合は、委員長及び委員長代理を置いて、選任された委員長が会務を総理することとなっております。

第5条には会議の招集について、第6条の審議事項には、審議会本審の議決に基づき附託された事項について審議を行うと定められております。

第8条の議事録及び議事要旨の作成等については、本審に準じて、議事録署名人の設定を行います。

第9条は、運営小委員会の審議結果について、本審の会長に報告し、最終的に本審で内容決定することとなっております。

本運営小委員会運営規程（案）につきましては、昨年度以降、変更点はございません。

運営小委員会の設置及び規程（案）につきまして、ご検討していただきたいと思います。

上江洲会長

ありがとうございます。

こちら、例年と変わらないということでございます。

ただいま、事務局から説明がございました「特定最低賃金の改正の必要性に係る諮問」を受けた場合への対応ということで、今年度も運営小委員会を設置したいと考えておりますけれども、この小委員会の設置及び規程（案）につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

（異議なし）

上江洲会長

ありがとうございます。

では、ご承認いただきましたので、運営小委員会につきましても、タイトルから（案）を削除していただいて、文書末尾の附則の施行日を本日、令和7年7月1日より施行とさせていただきたいと思います。

規程が承認されましたので、委員の指名につきまして、委員の案を事務局より配布させていただきたいと思います。

配布まで少しお待ちください。

(事務局 委員名簿案を配布)

上江洲会長

今、お手元に配布されたことと思います。

それでは、特定最低賃金の改正の必要性について諮問が行われた場合、「運営小委員会」を設置いたしまして、委員につきましては、先ほど承認いただいた規程の第3条に基づきまして、配布させていただいた資料のとおり、委員を指名させていただきたいと思います。

公益委員は岩橋委員、西村委員、そして私、上江洲となります。

労働者側委員は石川委員、喜納委員、野原委員、それから、使用者側委員は新垣委員、田端委員、比嘉委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま指名させていただきました委員の方々にお願いしたいと思いますので、運営小委員会の審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題（５）の「年間審議計画（案）について」の検討に移りたいと思います。

資料として添付されておりますけれども、内容について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

崎原賃金室長

はい、資料編 15 ページの資料 7-1 をご覧ください。

A 4 の横書きの資料になります。

昨年度とほぼ同様のスケジュールで作成しておりますが、まず先に、特定最低賃金の審議日程についてご説明いたしますと、特定最低賃金の審議日程はその合同専門部会において最終決定されるものですが、公益委員におかれましては、特定最低賃金の委員も兼ねていただいておりますので、16 ページの 9 月以降になりますが、参考までに組み入れさせていただいております。

この日程についても、昨年同様、同時期の設定としております。

このスケジュール案につきましては、事前に委員の皆様へ配布させていただいたところですが、本計画案に基づき、審議会を開催させていただいてよろしいか、再度ご確認いただきたいと思います。

その中で、今年度の中央最低賃金審議会の目安答申について、その伝達を第 2 回本審の 7 月 30 日に予定しておりますが、中央の答申が遅れるようであれば、目安伝達についてずれる可能性がございますし、また、台風の影響の可能性もございます。

19 ページのA 3の資料7-2をご覧ください。

カレンダー方式として記載しております。

記載されている予備日についても、日程を確保していただきたいと思っております。

中賃の目安については答申が出しだい、皆様に速やかにメールにて情報提供いたしますが、目安の伝達が7月30日の第2回の本審でできなかった場合、目安の伝達をどこで行うのかというのを事前に確認しておきたいと思います。

7月30日の次の本審が8月6日になります。

目安が出て、労使から金額の提示ができるのであれば、8月1日又は4日の専門部会はそのまま開催して、8月6日の本審で目安の伝達を行うこととしてよろしいか、ご検討いただきたいと思えます。

それから、本審議会で地域別最低賃金改正額に係る答申後、答申内容に対する意見聴取の公示を行うこととなります。

公示期間において、異議申し立てがあった場合には、異議に対する審議を行うため本審を開催する必要があります。

この日程案では、例えば、8月8日答申の場合は8月26日に、また、8月12日答申の場合は8月28日に異議審を開催するとして記載させていただいております。

ご留意いただきますようお願いいたします。

さらに、計画表に記載されております7月23日から25日に実施する予定の専門部会の事業場視察につきましては、地域最賃の改正審議を行う専門部会において、事業場を訪問し、経営者等と直接意見交換等を行う機会を設けさせていただいているものであります。

現在専門部会委員はまだ決まっておりませんので、専門部会委員に選任された委員あてに別途ご連絡させていただきます。

現在、視察事業場については最終の調整をしているところです。

以上でございます。

上江洲会長

ただいま、事務局から審議計画について提案がございました。

まずは7月30日の第2回本審で中賃の目安答申ができなかった場合ということです。

目安の伝達をどうするのかということで、検討くださいということになっております。

この点、中賃の答申状況にもよりますが、スケジュール上は、7月30日の第2回の本審でできなかった場合、第3回のスケジュールとしては8月6日が今のところ審議計画の日程案になっております。

そこで伝達をすると、ただ、目安の情報については出た時点で、皆さんに事務局から連絡がいくと思いますが、もし可能であれば、審議の日程上、8月1日や8月4日の専門部会のスケジュールを組んであります。

こういう形で、目安の伝達は第2回の本審になる可能性があることをお含みおきいただいて、1日と4日の専門部会では、通常どおり審議は行うというような形でよろしいでしょうか。

ご意見頂戴したいと思います。

労使双方ご意見あればお願いいたします。

(田端委員挙手)

上江洲会長

はい、田端委員。

田端委員

中央最低審議会の目安が7月29日以前に出れば、このとおり、第2回本審は30日ということですよ。

それ以降に出た場合は6日で、それもいつ出るかによって対応が違ってくると思いますが、第4回の専門部会というのは、例年で言うと労使双方の地域別最賃の額を提示するとなっております、その時点で目安が出ていれば、額の提示ができるのですが、出ていなければ提示できないため、場合によっては、8月1日の専門部会については開催しないということも含めて考えられるのかなと思います。

まず、目安が出ていれば、専門部会を開ける、目安が出ていなければ出るまで待つということでもいいのか、7月30日の専門部会は事業場視察の報告がありますので、それはやる意味があると思いますが、8月1日、4日については額の提示があるので、それ以前に目安が出ていれば開催する、出ていなければ開催しないという形で整理いただければと思っております。

上江洲会長

田端委員、ありがとうございます。

(石川委員挙手)

上江洲会長

石川委員、どうぞ。

石川委員

ありがとうございます。

田端委員が仰ったとおり、労働者側もそのような意見でございます。

目安の伝達を第2回の本審まで待つのではなくて、目安が出て専門部会の中での目安を伝達していただいて、そこから審議ということも可能ではあるという認識でよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

正式な目安伝達というのは本審の中で行う予定ではありますが、それより前に目安が出たら、すぐに委員の皆様へ情報提供いたします。

上江洲会長

30日、31日、そのあたりに答申が出た場合でも、8月1日に額の提示は大丈夫そうでしょうか。

田端委員

時間帯にもよります。

31日のぎりぎりだと、なかなか調整する時間がないです。

上江洲会長

では、ご意見頂戴したように、目安が出ていて、額の提示ができそうであれば8月1日の第4回の専門部会は開催する方向で、額の提示が難しい場合には、1日を開催せずに、4日を第4回の専門部会として開催する可能性もあると調整させていただいてもよろしいですか。

その点、事務局はそういう取り扱いでも大丈夫そうですか。

崎原貸金室長

はい、目安が出た時点で委員の皆様へ情報提供いたします。

その時間帯にもよるとのことだと思います。

労使それぞれの調整が必要になると思うので、その際に8月1日あるいは4日に額の提示が可能かどうか、事務局からお聞きしたいと思いますので、また調整をよろしくお願いいたします。

上江洲会長

それでは、事務局から回答がございましたように、この点に関して7月30日は通常どおり、本審を開催させていただいて、もし間に合うようであれば、目安の伝達ができますが、それが難しいようであれば、30日、31日の状況によりまして、目安の情報が入り次第、委員の皆様へ情報共有していただき、労使双方にまず1日の専門部会の開催が可能かどうか確認をさせていただくと。

目安の伝達が30日にできないようでしたら、正式には8月6日の第2回の本審でさせていただくという取り扱いでよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

さらにタイトなスケジュールになりそうなのですが、この形で進めさせていただければと思います。

日程に関しては、今気になるところを確認させていただきましたけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

ではもう一点、事業場視察について、先ほど説明がございました。

事務局で最終調整中ということでございますので、専門部会委員が正式に決まりましたら、別途連絡するということになっております。

その点よろしくをお願いします。

審議会日程について、予備日も確保お願いしますというような形で事務局から説明ございましたけれども、現時点で予備日含めて何か確認されたいことございますか。

(特になし)

上江洲会長

大丈夫でしょうか。

では、今年度の審議会の日程につきましては、この計画に沿う形で行いたいと思っております。

委員の皆様、スケジュールの確保をどうぞよろしくお願いいたします。

では、次が最後の議題となります。

議題（７）の「その他」とありますが、事務局から追加説明をお願いします。

崎原賃金室長

その他としまして、残りの資料を説明します。

資料編 25 ページの資料 10 をご覧ください。

「業務改善助成金の実績」を添付しております。

令和 6 年度の申請件数は 419 件、決定件数は 354 件とともに前年度より増加しております。

それから、27 ページには県内のパート求人の際の平均時給額の推移を載せております。

こちらもご参考にしていただければと思います。

参考資料ですが、今年度も各機関が公表しておりますデータを配布しております。

今回の審議におきましてご活用していただきたいと思います。

追加資料として、昨日受理いたしました、沖縄弁護士会からの会長声明文、先週末から昨日にかけて更新されました各データも追加で添付しております。

併せてご参考にしていただければと思います。

このほか、必要な資料等がございましたら、お申し出いただければと思います。

可能な限り対応させていただきます。

以上でございます。

上江洲会長

ただいま、その他に関して、追加資料の説明がございました。

この追加資料でもよいですし、先ほど事務局からありました必要な資料等ございましたら、ということがございました。

何かお気づきの点、あるいはこれを追加してほしいという要望等あれば仰っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

上江洲会長

大丈夫そうですね。

もし何か追加してほしいというリクエストがあれば、事務局に連絡をするという形でよろしいですか。

(異議なし)

上江洲会長

お手元に配布されたばかりですので、ご覧になって気になる点等ございましたら、本審そのものは7月30日となりますが、その後に審議スタートということになりますので、その間にこういう資料があれば、ということがあれば事務局までお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長

特にないようでしたら、審議は終了となりますが、最後に何か労使から確認したいことがあれば、仰ってください。

(特になし)

上江洲会長

大丈夫そうですね。

では、第2回は、7月30日(水)の13時から開催予定となります。

その日は、本審以外の部会、運営小委員会も予定されておりますので、タイトなスケジュールをこなすこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終了となります。

皆様、お疲れさまでした。